

## ○岩見沢市設計・測量等委託業務成績評定要領

平成19年 3月12日制定  
最終改正 令和 6年10月24日

### (目的)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する工事に係る設計・測量及び地質調査の委託業務（以下「設計等委託業務」という。）の成績評定に関する必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (成績評定対象委託業務)

第2条 この要領による成績評定は、1件の契約金額が100万円以上の設計等委託業務を対象とする。

### (評定者)

第3条 設計等委託業務の成績評定は、岩見沢市設計・測量等委託業務担当要領第2条で指定された担当員及び主任担当員並びに岩見沢市設計・測量等委託業務検査要領第4条で指定された検査員が行う。

### (成績評定の方法)

第4条 成績評定は、設計等委託業務成績評定表（別記様式1）により、別に定める設計等委託業務成績評定基準（別添1）に基づき、設計等委託業務ごとに行う。

### (成績評定の保管等)

第5条 作成した設計等委託業務成績評定表は、その都度、契約検査管理課長へ提出するものとする。

2 契約検査管理課長は、受理した設計等委託業務成績評定表を保管するものとし、必要に応じ資料として活用するものとする。

3 設計等委託業務成績評定表の保存期間は3年とする。

### (評定結果の通知)

第6条 契約検査管理課長は、設計等委託業務成績評定表の提出があった時は、速やかに、その結果を設計等委託業務成績の評定結果について（別記様式2）及び項目別評

定点（別記様式3）を当該設計等委託業務の受託者に通知するものとする。

（説明請求等）

第7条 受託者から評定結果の内容について説明を求められた時は、岩見沢市請負工事等成績評定審査会による協議の結果を受け、別記様式4により回答するものとする。

（留意事項）

第8条 設計等委託業務の成績評定を行う期間は、担当員にあつては検査受検日から起算して3日以内、主任担当員にあつては検査受験日から起算して5日以内に行うよう努め、検査員への評定提出は、検査実施日から起算して7日以内に行うこと。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成22年5月28日改正）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月24日改正）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

## 別添 1

## 設計等委託業務成績評定基準

## 第1 通則

評定は、正確な資料並びに担当員、主任担当員及び検査員により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

## 第2 評定項目

評定は、次に掲げる評定項目について行うものとする。

評 価 項 目	
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮
	コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	
業務執行に係る過失に伴う減点	
事故による減点	

## 第3 評定方法

- 1 評定については、「委託業務成績採点表」で行うこととし、「評価項目別運用表」の各評価項目を、加減点要素である「評価の視点」の各項目に従って評価を行うものとする。
- 2 委託業務の総合評定点は、次により算出するものとする。
  - (1) 検査が業務完了検査のみの場合

$$\text{総合評定点} = (\text{業務担当員の評定点}) \times 0.6 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4$$

+ (事故等による減点)

(2) 検査が業務完了検査のほかには部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

総合評定点 = (業務担当員の評定点) × 0.6 + (検査員(部分検査等)の評定点) × 0.2 + (検査員(完了検査)の評定点) × 0.2 + (事故等による減点)

この場合、各評価項目ごとの評定点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入するものとする。

3 前項第2号の総合評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

#### 第4 評定の特例

- 1 受託者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における業務の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある業務の出来形がない場合は、この限りでない。
- 2 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該委託業務は評定の対象としないものとする。

#### 第5 考査基準

- 1 業務担当員のうち、担当員の考査基準
  - (1) 評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。
  - (2) 事故等による減点

当該業務に関わり、受託者に指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－１を参考として－１５点まで減点することができる。

別表－１ 受託者に起因した事故等が発生した場合の減点基準

区分	文書注意	指名停止 1 ヶ月まで	指名停止が 1 ヶ月を超える
考查点	－5 点	－10 点	－15 点

## 2 業務担当員のうち、主任担当員の考查基準

### (1) 適用

この考查基準は、主任担当員を定めている場合に適用するものとする。

### (2) 考查方法

主任担当員は、担当員の評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、当該業務の履行状況に応じ、「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

### (3) 業務担当員の評定点の算出について

主任担当員を定めた場合の業務担当員の評定点は、担当員の評定点と主任担当員の評定点を平均した値とする。

## 3 検査員の考查基準

評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

## 4 契約不適合修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２を参考として－１０点まで減点することができる。

ただし、ここでいう契約不適合修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

別表－２ 契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	契約不適合修補の実施	損害賠償の実施
考查点	－5点	－10点

附 則

この基準は、平成19年4月1日より施行する。

この基準は、令和6年11月1日から施行する。

## 別記様式1

委託業務成績評定表						
検査番号						
業務番号		業務名				
契約金額	当初	金	円	期間	当初	自 年 月 日
	最終	金	円		至 年 月 日	
部分検査年月日	年 月 日		最終	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		完了年月日	年 月 日		
受託者 (商号又は名称)						
主任技術者氏名						
照査技術者氏名						
担当員所属・職・氏名						
主任担当員所属・職・氏名						
検査員 所属・職・氏名	部分検査①					①
	部分検査②					②
	完了検査					③
評 定 点	① 担当員					点
	② 主任担当員					点
	③ 検査員(部分検査)					点
	④ 検査員(完了検査)					点
	⑤ 業務執行に係る過失 に伴う減点					点
	⑥ 事故等による減点					点
合計評定点						点

- 注 1. この評定表には、当該委託業務に係る委託業務成績採点表を添付すること。  
 2. 評定点及び合計評定点は、業務完了時における評定を記入すること。  
 3. 合計評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入すること。

別記様式2

				第		号
				年	月	日
			様			
			岩見沢市長			⑩
			委託業務成績の評定結果について			
			貴社が受注した委託業務について、岩見沢市委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。			
			なお、評定結果の内容について、当市に対して説明を求めることが出来ます。			
			この説明を求める場合は、通知をする日の翌日から起算して14日までに(土曜日、日曜日及び休日は含まない。)、その旨を記載した書面を提出してください。			
			記			
1.	業	務	名			
2.	期	間	自	年	月	日
			至	年	月	日
3.	完了検査	年月日		年	月	日
4.	評	定	点		点	

(備考)

※不明な点は企画財政部契約検査管理課へお問合せ下さい。

## 別記様式 3

## 項目別評定点

検査番号

業務番号

業 務 名

評 価 項 目		評定点(100点満点)
専門技術力	提案力、改善力	点
	業務執行技術力	点
	施工時への配慮	点
	コスト把握能力	点
管理技術力	工程管理能力	点
	品質管理能力	点
	迅速性、弾力性、調整能力	点
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	点
成果品の品質		点
評定点の加重平均点①		点
業務執行に係る過失に伴う減点②		点
事故等による減点③		点
総合評定点④=①+②+③		点
技術者の評定点	主任技術者	点
	照査技術者	点

別記様式4

第 号

年 月 日

様

岩見沢市長

㊟

委託業務成績の説明について

年 月 日付で請求のありました委託業務成績評定結果の説明は、次のとおりです。

記

業 務 名	
評定結果の説明	
備 考	